

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たし、開かれた市政の推進を図り、もって市民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを行うことを目的とする。

2 定義

この指針の対象となる審議会等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 要綱等により市長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずる機関

3 会議の公開

会議は、原則として公開する。

4 非公開の会議

前項の規定にかかわらず、会議が専ら審査請求又は調停に係るものである場合にあっては、これを非公開とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、公開することができる。

- (1) 審査請求に係る口頭審理等について、当該審査請求人から公開の申立てがなされたとき。
- (2) 調停に係る口頭審理等において、当該当事者の双方から公開の申立てがなされたとき。

5 公開しないことができる会議

第3項及び前項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にあっては、会議を公開しないことができる。

- (1) 高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

6 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、前3項に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行う。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

7 公開の方法等

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に許可することにより行う。
- (2) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるように、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努める。
- (3) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材について、十分配慮する。

8 会議の開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の1週間前までに、会議の開催について公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が

あり、公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 会議の開催の公表は、広報紙への掲載、庁舎内の掲示その他適当な方法により行う。

(3) 会議の開催の公表事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の開催日時及び場所
- ウ 傍聴に関する事項
- エ 問合せ先
- オ その他会議の長が必要と認める事項

9 資料の閲覧等

(1) 会議の公開に当たっては、当該会議に付する会議の資料を原則として傍聴者の閲覧に供する。

(2) 当該資料に高槻市情報公開条例第6条第1項各号の規定により、公開しないことができる情報が含まれている場合は、この限りでない。

10 会議録の作成

(1) 審議会等は、会議の終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(2) 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の開催日時
- ウ 会議の開催場所
- エ 会議の公開の可否
- オ 傍聴者数（公開の場合）
- カ 非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）
- キ 出席委員
- ク 会議の議題
- ケ 配付資料
- コ 審議等の内容
- サ その他必要な事項

11 会議録の閲覧等

審議会等は、公開した会議の会議録及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努める。

12 運用状況の公表

市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年公表する。

13 特別の定めがある場合の取扱い

会議の公開等について法令又は条例等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。